

報告事項について

- (1) 水俣病問題について
- (2) 石綿健康被害救済制度の指定疾病の追加について
- (3) 改正化学物質審査規制法の施行等について
- (4) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について
- (5) 化学物質の環境リスク初期評価（第8次及び第9次とりまとめ）の結果について
- (6) 化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応
－ExTEND2010－について
- (7) 水銀条約の制定に向けた取組について

(1) 水俣病問題について

水俣病対策の現状について

1. 水俣病問題への取組の現状について

① 水俣病被害者救済特措法の「救済措置の方針」に基づく救済

昨年4月に閣議決定された「救済措置の方針」に基づき、昨年5月1日から申請受付を開始しており、10月1日にはチッソ及び昭和電工から一時金の支払いも行われている。今後も引き続き、対象者の判定を円滑に行う必要がある。

※救済措置の方針に基づく申請者数(平成23年1月末現在)

救済措置申請者数	22,915名
切替申請者数	16,823名

② ノーモアミナマタ訴訟(不知火患者会及び阿賀野患者会)における和解の基本的合意

昨年3月に熊本地裁において、和解の基本的合意が成立し、その後、10月に新潟地裁、11月には大阪地裁及び東京地裁においても和解の基本的合意に達し、現在、第三者委員会による個別原告の判定等を円滑に進めている。

不知火患者会(熊本地裁)：(原告数)2,494人(被告)国・熊本県・チッソ

不知火患者会(大阪地裁)：(原告数)309人(被告)国・熊本県・チッソ

阿賀野患者会(新潟地裁)：(原告数)173人(被告)国・昭和電工

不知火患者会(東京地裁)：(原告数)195人(被告)国・熊本県・チッソ

③ 水俣病発生地域の地域づくり対策

水俣病認定患者、水俣病被害者、ご家族などが安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和(もやい直し)を引き続き推進していく。

2. 公健法に基づく認定申請者数等の状況について(平成23年1月末現在)

① 最高裁判決後の公健法認定申請者数(未処分者数)

4,426件

② 関係県市の認定審査会の審査状況

- ・熊本県 19年3月に再開、以後19年5月・7月、21年2月・6月・7月・10月・11月、22年2月・5月・11月、23年2月に開催
- ・鹿児島県 20年12月に再開、以後22年12月に開催
- ・新潟県・市 19年3月に再開、以後19年12月、20年12月、21年4月、22年3月に開催

③ 現在継続している訴訟の状況(和解協議中のものを除く)

19年4月 新潟水俣病第3次訴訟(原告)16人(被告)国・新潟県・昭和電工

19年10月 水俣病被害者互助会訴訟(原告)9人(被告)国・熊本県・チッソ

※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

救済措置の方針について(平成22年4月16日閣議決定)

<概要>

1. 救済措置の方針

(1) 救済措置の方針の対象となる方

- ① 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方であって、
- ② 四肢末梢優位の感覚障害(手足の先の方の感覚が鈍いこと)及びこれに準ずる症状がある方 等

(2) 支給内容

- ① (個人)一時金 210万円
 - ② 団体を通じて支給する一時金
 - ・水俣病出水の会 20億円上記のほか、胎児性水俣病患者等に対する福祉事業を行うため9.5億円
 - ・水俣病被害者芦北の会 1.6億円
 - ・水俣病被害者獅子島の会 0.4億円(参考:不知火患者会 29.5億円 ※既に熊本地裁所見を受入れ)
 - ③ 療養費 医療費の自己負担分
 - ④ 療養手当 一月あたり 平均約1.5万円
 - ⑤ 離島加算(注) 一月あたり1,000円
- (注:離島から通院する方が対象。下記の水俣病患者手帳を交付された方も対象)

(3) 申請の受付期間

救済措置の開始に当たってはあらかじめ申請の受付の時期(終期)を定めることはしない。極力、平成22年度中に判定を進めるが、新たに救済を求める方については、平成23年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極める。

2. 水俣病被害者手帳

一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費を支給。

3. その他

関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、水俣湾の周辺地域及び阿賀野川流域における、すべての水俣病被害者の方々に対し、おわびの意を表す。

また、地域の振興、水俣病に関する調査研究、国際協力などを進める。

祈りの言葉

水俣病犠牲者慰霊式に臨み、水俣病によって、かけがえのない命を失われた方々に対し、心から哀悼の意を表します。

本日は、我が国の首相として初めて、水俣病犠牲者慰霊式に参列できましたこと感無量でございます。

今、この地に立ち、水俣が生んだ明治の文豪徳富蘆花が一幅の「生命（いのち）踊る油絵」と讚えた美しい海を見るに及んで、このすばらしい海を汚（けが）し、深刻な健康被害をもたらし、そして、差別・偏見・不和など地域全体の絆を破壊してしまったことについて、思いを深く感ぜずにはいられません。

熊本、鹿児島にとどまらず、さらに後年、新潟で第二の水俣病が引き起こされたことは、誠に痛恨の極みであります。こうして各地で、長きにわたる大変な苦しみの中でお亡くなりになられた方々、御遺族の方々、地域に生じた軋轢に苦しまれた方々、また、今なお苦しみの中にある方々に対し、誠に申し訳ないという気持ちで一杯であります。

ここに、政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分に果たすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかった責任を認め、改めて衷心よりお詫び申し上げます。国として、責任を持って被害者の方々への償いを全うしなければならないと、再度認識いたしました。

昭和31年5月1日、チッソの付属病院の野田医師が、水俣保健所に患者の発生を報告するべく飛び込んでいったのが、54年前の今日のことです。そして、昭和40年6月12日、新潟においても水俣病の患者の発生が発表されました。

公式確認から54年という長い年月を経た今日に至るまで、水俣病問題の解決に関して様々な方が努力されてきましたが、なお大きな課題が残されております。

特に、今日なお、救済を求めておられる方々が多くいらっしゃいます。御高齢の方も大勢いらっしゃいます。

こうした事態を放置できないことから、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が制定されました。

鳩山内閣は、「いのちを守る政治」の具体化として、被害者団体や関係者と何度も話し合い、一心に解決を模索努力した結果、今般、「救済措置の方針」の制定に至りました。この上は、いのちを守るとの基本的な考えのもとに、水俣病被害者を迅速に、かつ、あたら限りすべて救済いたします。

万感の思いを込めて、本日、5月1日から、申請の受付を開始することを、表明させていただきます。

また、裁判をしておられる方々とも和解できないかと、何度も話し合いを重ね、この度、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団の方々と裁判所において基本的合意を成立させることができたことは、大きな成果であったと思います。

しかしながら、水俣病問題がこれで終わるなどとは決して思っておりません。むしろ、今日のこの日を、新たな出発の日にしたいと思います。

水俣病問題の解決のためには、すべての被害者の方々はもとより、地域の皆様が安心して暮らしていけることが何よりも大切であり、将来に向かって、地方公共団体と連携しながら、胎児性患者の方を始めとする方々の医療・福祉や健康不安者の健康モニタリング、地域の絆の修復・もやい直しを進めるとともに、環境対策に熱心に取り組むことで地域が発展し、成長するモデルを作り出せるよう、全力で取り組んでまいる決意であります。そして、水俣病の教訓を世界に発信していきます。

私は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が、世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢献していく決意です。このため、まず来年1月に開催される第2回の交渉会議を我が国において開催することといたします。

さらに、最終的にこの条約の採択と署名を行うために2013年頃開催される外交会議についても我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付け、水銀汚染の防止への取組を世界に誓いたいと思います。

水俣病のような悲惨な経験を再び繰り返さないようにしていくことが大切です。

国として、地方公共団体、事業者、国民の皆様とともに、いのちを守り、公害のない、持続可能な社会の実現に向けて、また、恵み豊かな自然環境を保全し、将来に継承していくため、全力で取り組んでいくことを、ここにお誓い申し上げます。

最後に、改めて、水俣病の犠牲となりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、私の「祈りの言葉」とさせていただきます。

平成22年5月1日

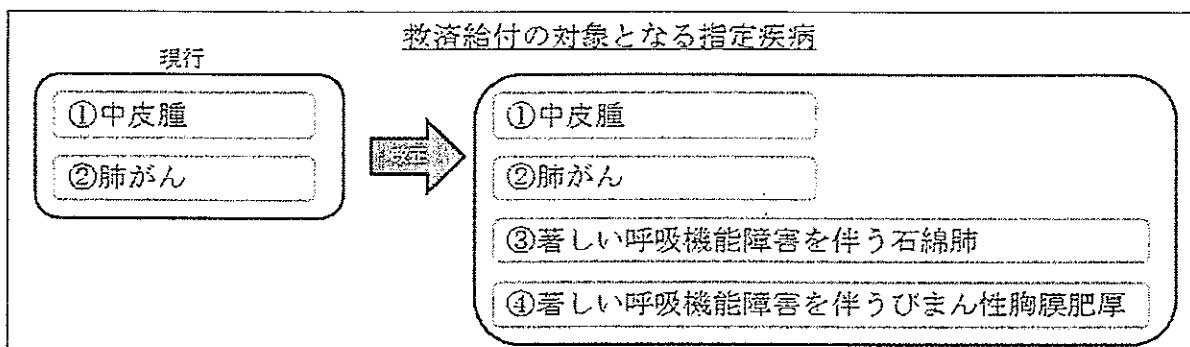
内閣総理大臣 鳩山 由紀夫

**(2) 石綿健康被害救済制度の
指定疾病の追加について**

石綿健康被害救済制度の指定疾病の追加について

1. 背景・趣旨

- (1) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「法」という。）の施行当初、救済給付の対象となる「指定疾病」（法第 2 条第 1 項）は、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物（以下、「肺がん」という。）の 2 つであるが、平成 22 年 4 月 28 日に開催された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」が取りまとめられたところである。
- (2) 本答申においては、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚のうち、「著しい呼吸機能障害をきたしている場合は、現在の指定疾病（中皮腫及び肺がん）と同様に重篤な病態であり、現行法の趣旨に鑑み、救済の対象とすることが適当」とされたため、救済の観点から、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を指定疾病に追加するため、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成 18 年政令第 37 号。以下「令」という。）の改正を行ったところであり（平成 22 年政令第 142 号）、平成 22 年 7 月 1 日より施行。



2. 内容

- (1) 「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を、指定疾病として新たに令第 1 条に規定する。
- (2) 「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の認定の有効期間を、法第 4 条第 4 項に規定する基準日から申請のあった日の前日までの期間に「5 年」を加えた期間とする。
- (3) その他必要な経過規定を定める。

(3) 改正化学物質審査規制法の施行 等について

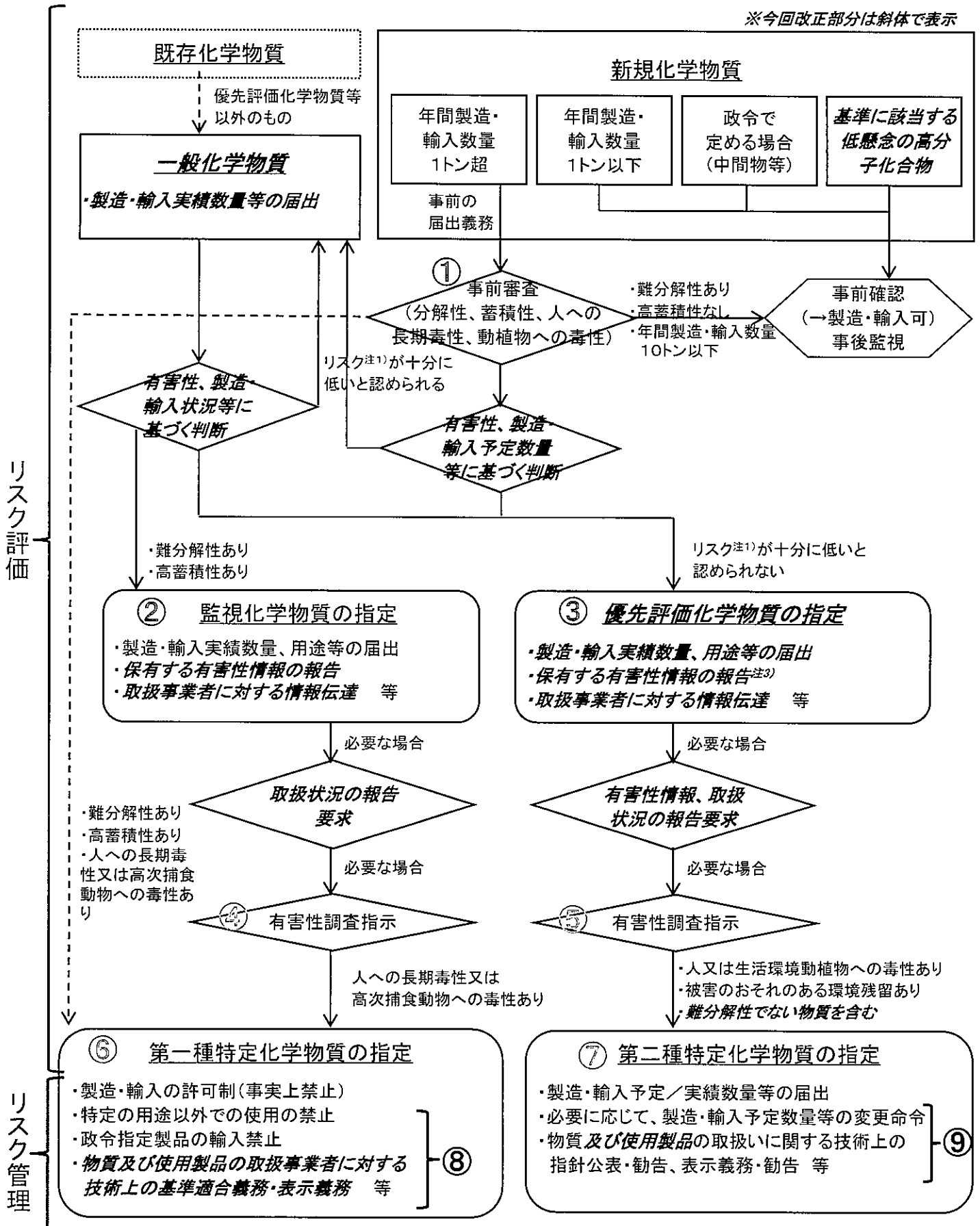
資料 3-(3)

- ① 改正化学物質審査規制法の概要
- ② 改正化学物質審査規制法における新たな小委員会の構成
- ③ 第二種監視化学物質、第三種監視化学物質のスクリーニング評価結果について
- ④ 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカンに関する有害性調査指示に係る中央環境審議会の審議結果について

改正化学物質審査規制法の概要

資料3-(3)①

※今回改正部分は斜体で表示



改正化学物質審査規制法における新たな小委員会の構成

(現状)

名 称：環境保健部会化学物質審査小委員会
 審議 事項：化学物質審査規制法に基づく個別の化学物質の審査及び規制に係る重要な事項(リスク評価、対策の検討など全ての事項)
 委員の分野：化学物質の毒性、リスク評価についての学識経験者のみ

リスク評価(毒性評価+曝露評価)

リスク管理

毒性評価、曝露評価を含むリスク評価に関しては、利害関係や社会的な合意から離れた純粹に科学的な観点から調査審議すべき。

名 称：環境保健部会
 化学物質審査小委員会
 審議 事項：化学物質審査規制法に基づく個別の化学物質の審査に係る重要な事項
 委員の分野：化学物質の毒性、リスク評価についての学識経験者のみ

(改正後)

リスク管理に関しては、実現可能性を考慮して、社会的に合意できるリスク管理の方策を調査審議することが必要。

名 称：環境保健部会
 化学物質環境対策小委員会
 審議 事項：化学物質審査規制法に基づく規制その他化学物質環境対策に関する重要事項
 委員の分野：化学物質の毒性、リスク評価、対策技術、環境法などについての学識経験者、産業界、消費者、NGOなどの利害関係者、マスコミなど

化学物質審査規制法における審議会の運用

- ①新規化学物質の審査
- ②監視化学物質の指定
- ③優先評価化学物質の指定
(旧第二種・第三種監視化学物質相当)

届出等



化学物質審査
小委員会で審議



部会長への報告・同意
会長への報告・同意



判定結果の告示等

- ④⑤特定化学物質指定に向けた有害性調査指示
- ⑥⑦特定化学物質の指定
- ⑧⑨特定化学物質の規制措置

中央環境審議会に諮問



環境保健部会に付議



化学物質審査小委員会
又は化学物質環境対策小委員会で審議



(注)二重枠の部分が
審議会関係

部会長の報告・同意



答申



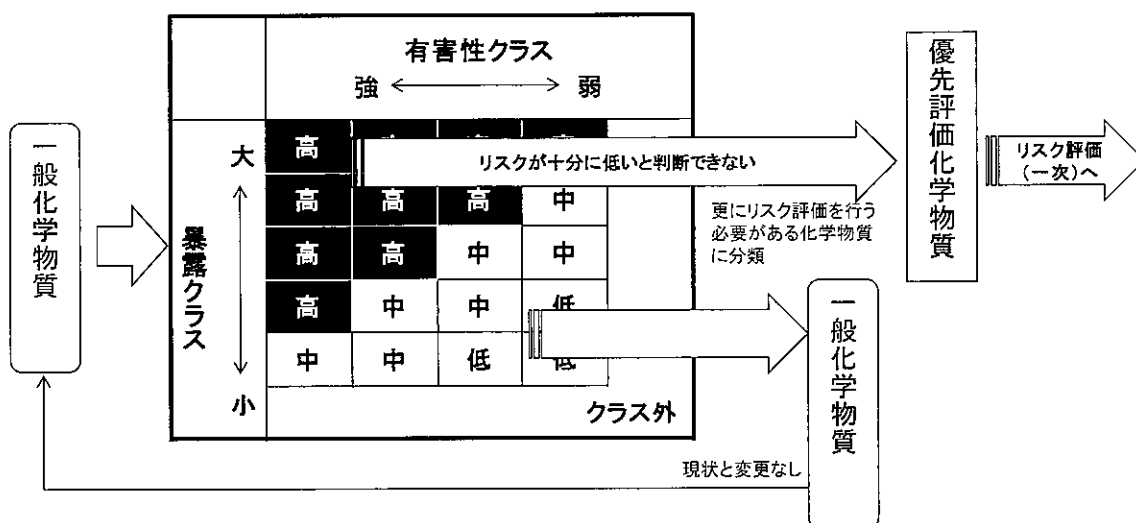
政省令の改正等

第二種監視化学物質、第三種監視化学物質のスクリーニング評価結果について

平成23年 2月25日
環境省環境保健部
化学物質審査室

- 平成23年1月21日（金）に開催された、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同審議会において、既存の第二種監視化学物質、第三種監視化学物質のスクリーニング評価について審議が行われた。
- 第二種監視化学物質から75物質、第三種監視化学物質から20物質が優先評価化学物質相当と判定された（重複あり）。
- これらの物質は改正化学物質審査規制法の全面施行に併せ、平成23年4月1日に優先評価化学物質に指定される予定。
- 今後、既存化学物質を含むすべての工業用化学物質について、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質に指定された物質について順次リスク評価を行っていく予定。

<参考> スクリーニング評価のイメージ



(お知らせ)

1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカンに関する有害性調査指示に係る
中央環境審議会の審議結果について

平成 22 年 9 月 21 日 (火)

環境省総合環境政策局環境保健部

企画課化学物質審査室

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8253

室長 和田 篤也 (内線 6309)

補佐 小岩 真之 (内線 6324)

担当 池本 忠弘 (内線 6329)

岩井田 武志 (内線 6328)

樹脂用難燃剤、繊維用難燃剤として使用されている 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン(別名 HBCD)に関する化学物質審査規制法に基づく有害性調査指示の要否等について、平成 22 年 9 月 3 日及び 17 日に開催された審議会で審議した結果、鳥類の繁殖に及ぼす影響について有害性調査指示を行うことが適当との結論が得られました。これを受け、9 月中を目途に厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による有害性調査指示を行う予定です。

1. これまでの経緯等

樹脂用難燃剤、繊維用難燃剤として使用されている 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン(別名 HBCD)については、難分解性かつ高蓄積性であり、毒性が不明であったことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号。以下「化学物質審査規制法」という。)に基づき、平成 16 年 9 月 22 日に第一種監視化学物質^{※1}に指定されました。

高次捕食動物に対する長期毒性^{※2}のうち、鳥類に対する長期毒性について、環境省が行った HBCD の予備的な毒性評価の結果及び HBCD による環境の汚染が生ずるおそれについて考察した概要等を基に、平成 22 年 9 月 3 日に開催された第 102 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会^{※3}において HBCD に関する有害性調査指示の必要性について審議され、平成 22 年 9 月 17 日に開催された第 103 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会^{※4}において HBCD に関する有害性調査の項目等について審議されました。

(※1) 化学物質審査規制法では、ある特定の第一種監視化学物質について、①人又は高次捕食動物に対する長期毒性があると疑うに足りる理由があり、②当該物質が第一種特定化学物質であれば当該物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれる場合には、当該物質の製造・輸入事業者に対し、有害性の調査を行うべきことを指示することができます。

(※2) HBCD の人に対する長期毒性に関しては、齧歯類を用いた二世世代繁殖試験を厚生労働省が実施し、その結果をもとに、平成 20 年 12 月 19 日に開催された化学物質審議会審査部会^{※4}において、「現時点で収集された情報からは、第一種特定化学物質に該当するとは判断されない。」と判定されました。

(※3) 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会、化学物質審議会安全対策部会との合同開催。

(※4) 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会との合同開催。

2. 審議結果の概要

平成 22 年 9 月 3 日に開催された第 102 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会^{※3}において、HBCD について化学物質審査規制法に基づく有害性調査指示を行うことが適当とされました（詳細については別紙 1 参照）。

また、平成 22 年 9 月 17 日に開催された第 102 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会^{※4}において、HBCD の有害性調査の項目は鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査とすること、被験物質は有害性調査指示を受けた事業者が製造又は輸入する HBCD を代表する異性体構成比となるよう専門家の意見を聞きながら準備すること、鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査は、新規化学物質等に係る試験の方法について（平成 15 年 1 月 21 日薬食発第 1121002 号厚生労働省医薬食品局長、平成 15・11・13 製局第 2 号経済産業省製造産業局長、環境企発第 031121002 号環境省総合環境政策局長連名通知）により 20 週間投与による鳥類繁殖毒性試験を実施すること、調査の報告期限は有害性調査指示を行った日から 18 ヶ月後とすること等が適当とされました（詳細については別紙 2 参照）。

3. 今後の予定

今後、9 月中を目途に化学物質審査規制法に基づき、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が HBCD の製造又は輸入の事業を営む者に対し、有害性調査を行い、その結果を報告すべきことを指示することとしています。

1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカンに関する有害性調査指示について

平成 22 年 9 月 3 日（金）

薬事・食品衛生審議会薬事分科会
化学物質安全対策部会

化学物質審議会安全対策部会

中央環境審議会環境保健部会

化学物質審査小委員会

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づき、平成 16 年 9 月 22 日に第一種監視化学物質に指定された 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン（以下「HBCD」という）について、ニホンウズラを用いた繁殖照明条件下 6 週間投与による鳥類繁殖毒性試験（以下「6 週間鳥類繁殖毒性試験」という。）を実施したところ、無影響濃度 5ppm という結果が得られた。

HBCD の無影響濃度 5ppm という結果は、第一種特定化学物質であるディルドリンより大きいものの、TBTO と同等の値であり、DDT よりも小さい結果となっている。これらの結果から、6 週鳥類繁殖毒性試験と新規化学物質等に係る試験の方法について（平成 15 年 1 月 21 日薬食発第 1121002 号厚生労働省医薬食品局長、平成 15・11・13 製局第 2 号経済産業省製造産業局長、環境企発第 031121002 号環境省総合環境政策局長連名通知）により定められた 20 週間投与による鳥類繁殖毒性試験の結果が同様になると仮定した場合、HBCD は、鳥類に対する長期毒性について、第一種特定化学物質相当と疑うに足りる理由があると認められる。

また、HBCD は環境中への放出の可能性がある用途で相当量の製造・輸入数量があり、高蓄積性であることから、HBCD の長期毒性が第一種特定化学物質相当であれば、環境汚染が生ずるおそれがあると見込まれる。

さらに、複数の地点において、環境中の特に高次の生物に残留している実態が確認されており、簡易リスク評価を行ったところ、猛禽類等の鳥類に懸念があるとの結果が得られた。製造・輸入数量等に基づく簡易リスク評価においても、6 週鳥類繁殖毒性試験結果に基づく、魚介類を介した暴露経路を通じて生息に悪影響を及ぼす可能性が示唆された。

以上のことから、HBCD について、化審法第 5 条の 4 第 1 項に基づき高次捕食動物の長期毒性に関する有害性調査を指示することが適当である。

1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカンに関する有害性調査項目等について

平成 22 年 9 月 17 日（金）

薬事・食品衛生審議会薬事分科会
化学物質安全対策部会化学物質調査会
化学物質審議会審査部会
中央環境審議会環境保健部会
化学物質審査小委員会

1. 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカンに関する有害性調査の項目

1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン（以下「HBCD」という。）に関する有害性調査の項目は、鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査とすることが適当である。

2. HBCD に関する有害性調査の方法等

（1）被験物質

有害性調査指示を受けた事業者が製造又は輸入する HBCD を代表する異性体構成比となるよう、専門家の意見を聞きながら被験物質を準備することが適当である。

（2）調査の方法

鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査は、新規化学物質等に係る試験の方法について（平成 15 年 11 月 21 日薬食発第 1121002 号厚生労働省医薬食品局長、平成 15・11・13 製局第 2 号経済産業省製造産業局長、環境企発第 031121002 号環境省総合環境政策局長連名通知、以下「試験法通知」という。）により実施することが適当である。

なお、具体的な被験物質の飼料中濃度については、新たに鳥類摂餌毒性試験を実施する必要はなく、環境省が実施した鳥類摂餌毒性試験及びニホンウズラを用いた繁殖照明条件下 6 週間投与による鳥類繁殖毒性試験の結果を参考に、専門家の意見を聞きながら適切に設定することが適当である。

この他、新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて（平成15年11月21日薬食発第1121004号、平成15・11・17製局第4号、環保企発第031121005号）及び新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について（平成15年11月21日薬食発第1121003号、平成15・11・17製局第3号、環保企発第031121004号）に従う必要がある。

（3）調査の報告期限

鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査の報告期限は、供試生物の調達、じゅん化、実施期間、報告書作成等を考慮し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の4第1項に基づく指示を行った日から18ヶ月後とすることが適当である。ただし、対照区における親鳥の死亡率が高いなど、試験法通知により難い事態に至った場合など正当な理由がある場合には、必要に応じて延長してもよい。

